

解体・改修（リフォーム）工事を受注・施工する建設業者として必要な対応

※レベル3の場合に限る（レベル1・2の場合、以下の対応だけでは不十分となることに留意下さい。）

■ 受注・施工までに準備されている必要がある内容

大防法	石綿則	内容		元請業者の責務	施工業者の責務
		下線・網掛け：石綿ありの現場において必要な内容			
●	●	①	調査担当者は調査者資格を（～2023.10）	●	●
－	●	②	施工現場に一人は「石綿作業主任者」を	－	●
－	●	③	作業員は全員 4.5 時間の「特別教育」を	－	●
廃棄物処理法		④	石綿を含む、産廃の処理体制・ルート構築	●	－

【罰則について】

石綿則：①②③ 6ヵ月以下の懲役／50万円以下の罰金（安衛法第119条第1号 第22条第1号違反）

大防法：①間接罰の対象 30万円以下の罰金

（第35条第5号 第26条第1項違反 報告をせず、虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、忌避した場合）

■ 工事現場ごとに必要となる内容

大防法	石綿則	内容		元請業者の責務	施工業者の責務
		下線・網掛け：石綿ありの現場において必要な内容			
●	●	①	調査、記録を保管	●	●
●	－	②	調査結果を発注者に説明し、記録を保管	●	－
●	●	③	100万以上改修・80㎡以上解体等は電子報告	●	－
●	●	④	作業計画（作業方法・順序等）を作成	●	●
●	●	⑤	（下請業者がいる場合）作業計画を説明	●	－
●	●	⑥	調査結果（有無）を現場に掲示・備え付け	●	●
－	●	⑦	飲食禁止等・石綿の作用等・関係者以外立入禁止・ 石綿作業主任者の責務等、の4点の掲示	－	●
－	●	⑧	作業者は呼吸用保護具を着用して除去	－	●
●	●	⑨	湿潤化して可能な限り原形のまま除去	－	●
廃棄物処理法		⑩	石綿を含む、産業廃棄物の適正な処理・管理	●	● ^{*1}
－	●	⑪	写真を含めた作業記録作成、記録を保管	－	●
●	－	⑫	特定粉じん排出等作業記録 ^{*2} 作成、記録を保管	●	－
●	－	⑬	完了報告書作成、発注者へ報告、記録を保管	●	－

※1：現場において保管を行う等の範囲において

※2：2020年大気汚染防止法改正により、レベル3の作業は「特定粉じん排出等作業」に含まれます。

【罰則について】

石綿則：①、③～⑨、⑪ 6ヵ月以下の懲役／50万円以下の罰金（安衛法第119条第1号 第22条第1号違反）

大防法：③ 30万円以下の罰金（第35条第4号 第18の15第6項違反）

①、②、⑤、⑥、⑫、⑬ 間接罰の対象 30万円以下の罰金

（第35条第5号 第26条第1項違反 報告をせず、虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、忌避した場合）

④、⑨ 間接罰の対象 6ヵ月以下の懲役／50万円以下の罰金

（第33条の2第1項第2号 第18条の21作業基準適合命令への違反）